れて我等は闘して如の如く斃死するものに非らざることを覚ふ。

昭和五年八月五日

全國大衆黨大会部

、公開要請書

去る七月二十二日の全國町村長會議に際し、我黨は自治體生産者同盟運動の在來の經驗に鑑み、今回の不況打開運動が既に政黨若くは地主の御用運動に終ることなく、農村人口の過半を占め、而かも日下餓死線上にある農産生活者の窮乏打破運動たるべきことを警告し、該内容の撤廢を同夜、東京市内に會合中の町村長會以下に手交せり。

けれども、その後の經過を見るに依然として、低利融通、負擔輕減を云々するのみにして農産生活者の窮乏打破に直接何等觸るるところなきを遺憾とす。惟ふに政府の低利融通の如きは、その手續の繁雑と條件の厳重のため、殆んど農生産者はその利便を受ることを得ず、多くは固收不能に陥れる過低利融通の決濟、地主の高利負債の借替へ、甚しきは高利貸の資金融通に供さるゝに過ぎない。また負擔輕減といふも輕減を通り越して免除の必要あるは農産生活者にして撫稅能力ある地主の如きは、輕減よりも寧ろ增稅を爲すべきである。故に農民大衆利益を代表する我が黨は、共會議に對し、玆に改めて左の諸項をその對政府運動の目標として採用せんことを要請するものである。

記

海軍々縮條約、陸軍師團半減、高級官吏公務員の減俸、國勢法の改正所得稅、營業收益稅、地租、相續稅の免稅點の引き上げと商工業稅課金廢止、資本家稅の創設、農村非常公債の發行等を財源として、政府は左の諸項を執行すべし。

一、(イ)農産損失の緊急補償
　(ロ)醸價補償法、家畜保險法の制定
二、(イ)小作料の減免と支拂猶予の緊急勅令
　(ロ)完全小作法の制定
三、(イ)肥料の無償配給
　(ロ)肥料の國營
四、(イ)農産生活者の納稅猶予
　(ロ)消費稅廢止、府縣營業稅、諸車稅等民衆負擔無稅の撤廢
五、(イ)總額千圓以下の農産生活者の債務支拂猶予と農産資金無償融通
　(ロ)支拂猶予により生活困難となるべき債權者の國家補償
六、(イ)煙草、鹽の五割値下げ
　(ロ)鐵道運賃の五割値下げ
七、電氣、瓦斯、水道の各料金、家賃引下げの緊急勅令
八、失業者の生活補償
九、(イ)義務教育費全額國庫負擔の即時實施
　(ロ)兒童の學用品、給食費の國庫負擔
十、實作訓練所の廢止

全國町村長諸君。諸君にして但に宗旨の變更を以て農村窮乏打破に努力せらるゝことせば、我黨の要求に歸從せらるべきものと信ず。けれど

[illegible]

ことを[illegible]ます。諸君の如くんば[illegible]以つて、諸君の[illegible]を期するであろう。切に[illegible]の[illegible]を期する。

昭和五年八月二十五日

全國大衆黨

全國町村長會議　御中

檄！洋モス爭議應援基金を送れ！

東京市外鶴戸町、東洋モスリン工場は産業合理化に名をかりて突如從業員數百名の首切りを以つて大衆挑戰して來た！かよわき婦女子の血肉を搾り取つて肥り　つた資本家共は血肉を吸ひ盡された者等の兄弟を失業の惨にほうり出さうとしてゐるのだ！

隣郷せんとする農村は今や窮乏ドン底にあるではないか！遂に三千の兄弟、女工は飢餓と闘爭に奮起したこれに對して江見、南島の無産大衆は一斉に起ちあがり闘爭は益々　熱化し國家××に對する一大戰闘をなしてゐる闘爭は勞働爭議を越へて大衆の權力に對する闘爭と化した洋モスの兄弟を勝たせろ！モスカルテルを屈服せしめろ！無産階級權力獲立の第一歩だ！

全國の同志よ！多くの闘士は不眠不休で戰つてゐる一錢でも二錢でも階級闘爭勝利の爲に！

同志の背後を守るために！

サイフの底をタヽイて送金して與れ！

二、全國大衆黨支部聯合會規約準則

第一章　總則

第一條　本會は全國大衆黨一府（縣）聯合會と稱し本部を　　置く。

第二條　本會は所屬支部を連絡統一し黨の綱領・政策・決議の實現を計るを以て目的とす。

第三條　本會は必要に應じ地方的に支部聯絡會を設くる事を得。

第二章　機關

第四條　本會に左の機關を設く

一、大會　二、執行委員會　三、常任執行委員會

第五條　大會は毎年一回執行委員會之を招集し本會の主要事項を決定す所屬支部、二分ノ一以上の要求ありたるとき又は執行委員會に於て必要ありと認めたるとき臨時大會を召集する事を要す。

第六條　大會は代議員及支部聯合會役員を以て構成す。

第七條　大會の代議員は支部より選出す選出比率は各部黨員十名毎に一名とす。

第八條　執行委員會は會長、執行委員、書記長、會計各部々長を以て構成し大會の決議に基き支部聯合會の事務を執行す。

第九條　常任執行委員は執行委員會の決議を體し黨の常務を掌る。

第十條　常任執行委員會の下に左の部門等を設く。